

倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人日本デフバスケットボール協会（以下「当協会」という。）の関係者が遵守すべき倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、当協会の社会的使命と役割を自覚し、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、当協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(規律対象者の範囲)

第2条 本規程の適用範囲は、役員及び各委員会委員（以下「理事等」という。）並びにその他の当協会関係者（以下「会員等」という。）であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは定款第15条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 委員会委員とは定款第61条に規定する専門委員会の委員長及び委員をいう。
- (3) その他の当協会関係者とは、当協会に登録する一般会員、指導者並びに当協会が主催又は共催する事業の運営に関わる者及び競技者をいう。

(組織の使命及び社会的責任)

第3条 当協会の理事等及び会員等は、定款第3条に規定する設立目的に従い、広く公益に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたらねばならない。

(社会的信用の維持)

第4条 当協会は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第5条 当協会の理事等及び会員等は、関連法令及び当協会の規約、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(理事等及び会員等の遵守事項)

第6条 理事等及び会員等は暴力、セクシャルハラスメントをはじめとするハラスメント行為及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。

- 2 理事等及び会員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 理事等及び会員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。
- 4 理事等及び会員等は、補助金、助成金等の経理処理に関して適正な処理を行い、他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 理事等及び会員等は、自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律し、当協会の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
- 6 理事等及び会員等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(倫理部門の設置)

第7条 本規程の実効性を確保するために必要あるときは、理事会の決議により、当協会事務局に倫理部門を設置し、この規程の遵守状況を監視する。

- 2 倫理部門の組織及び運営に関する事項については、理事会の決議によりこれを別に定める。

(理事等及び会員がこの規程に違反した場合の処分)

第8条 理事等及び会員等が、第6条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、事務局は直ちに調査を開始し、その結果、本規程に違反する行為があったと認められる場合は、事務局の意見を聴取したうえで、理事会の決議により相当の処分をするものとする。

(利益相反の防止及び開示)

第9条 当協会の理事等及び会員等は、その職務の執行に際し、協会との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示、その他当協会が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第10条 理事等及び会員等は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等の開示を求められたときはこれに応じ、補助金等交付団体、寄付者、納税者その他社会一般の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 理事等及び会員等は、業務上知りえた個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重に十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第12条 理事等及び会員等は、公益事業活動の成果の向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(その他)

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則 (施行期日)

この規程は平成30年10月6日より施行する。